

社会福祉法人水交苑 行動計画

職員の働き方について、仕事と子育てを両立させることができ、また、男女がともに活躍できる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2. 内 容

目標1： 計画期間内に男性職員の育児休業取得者を1名以上とする。

<対策・取組内容>

令和2年4月～ ： 全体会議や対象となる職員へ個別に説明を図り、休業取得に向けた気運の醸成を図る。

令和2年5月～ ： 対象となる職員及び上司に休業取得の働きかけを行う。

目標2： 年次有給休暇の取得日数を1名あたり平均年間8日以上とする。

<対策・取組内容>

令和2年4月～ ： 各施設、各事業所において管理者を含む職員全員の年次有給休暇の取得計画を策定する。

令和2年9月～ ： 職員の年次有給休暇取得状況を把握し、計画的な取得の促進を図る。